安中市役所庁舎・防災拠点センター建設基本計画策定 市民会議運営方法(案)

| 会議の運営

会議は、原則公開とする。

2 会議録の調製等

- (1) 事務局は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。
 - ① 開催の日時及び場所
 - ② 出席委員等の氏名
 - ③ 議題及び議事の要旨
 - ④ その他会長が必要と認めた事項
- (2) 作成した会議録は、市役所ホームページ及び安中市資産活用課において公開する。

3 傍聴

- (I) 会議は、傍聴することができる。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、会議を公開 しないことができる。
- (2) 会議を公開しない場合においては、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。
- (3) 前各号にかかわらず、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策等のため、傍聴人の数を制限し、又は会議を公開しないことがある。

4 傍聴の手続

- (I) 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所 及び氏名を傍聴人受付簿(別記様式)に記入しなければならない。
- (2) 傍聴人の定員は、定めない。ただし、会場における適正人員を超えるとき、又は3(3)に該当するときは、傍聴人の数を制限することができる。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - ① 銃器その他、人に危害を加え、または迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
 - ② プラカード、旗及びのぼりの類を携帯している者
 - ③ 酒気を帯びていると認められる者
 - ④ 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
 - ⑤ 検温、消毒等の感染症対策等に協力しない者

5 傍聴人が守るべき事項

傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (I) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明 しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではない。
- (4) 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、傍聴することができない。
- (5) 委員の個人情報や発言内容等を本人の許可なくSNS等に投稿等をしない こと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

傍聴人受付簿

令和4年 月 日

		₹ 1₽ → →		
No.	住 所	氏 名	備	考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

安中市役所庁舎・防災拠点センター建設基本計画策定市民会議の 傍聴における遵守事項

傍聴人がこの遵守事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

Ⅰ 傍聴の手続

会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従って検温、消毒等に協力し、 傍聴者受付簿に住所及び氏名を記入の上、会場に入場してください。

2 傍聴人が守るべき事項

傍聴に際しては次の事項を守ってください。

- (I) 会議における言論に対して拍手その他の方法により、公然と可否を表明しない。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしない。
- (3) 議長の許可なく、写真、動画等を撮影し、又は録音等をしない。
- (4) 会議を公開しない決定があったときは、傍聴することができない。
- (5) 委員の個人情報や発言内容等を本人の許可なくSNS等に投稿等しない。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない。